

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、認定特定非営利活動法人富士山クラブ定款19条に基づき、理事並びに監事（以下「役員」という。）に支給する役員報酬について定めることを目的とする。

(役員報酬及び費用の支給)

第2条 役員報酬額は理事会で協議した上で理事長が決定する。

(報酬の支払方法)

第3条 常勤の役員に対する報酬は、各事業年度に支給する報酬の総額を12で除した金額を毎月25日に、本人の指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。

2 常勤でない役員に対する報酬は、都度遅滞なく支払うものとする。

(費用)

第4条 役員が負担した費用について、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。なお、旅費については「旅費規程」により支給する。

(改廃)

第5条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は平成29年4月21日から施行する。

改正 令和2年10月5日